第五条中「おそれのない」を「おそれがない」に改める。
第六条第二項中「生じる」を「生ずる」に改める。
第九条第一項中「発電用原子炉施設内に」の下に「おける」を加える。
第十一条第三号中「事故」を「設計基準事故」に改める。
第十二条第五項中「及び」を「又は」に改める。
第十四条の見出しを「（全交流動力電源喪失対策設備）」に改める。
第十五条第三項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を加え、同条中第四項を削り、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4　発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）の燃料体及び炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。
5　ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統及び二次冷却系統（二次冷却材が循環する回路をいう。）に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材、二次冷却材又は三次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材、二次冷却材又は三次冷却材により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材、二次冷却材又は三次冷却材により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。
第十六条第二項第二号中「前項」を「前号」に改め、同号ハ中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液体」の下に「とする」を加え、同条第三項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液位」の下に「とする」を加える。
第十七条第一項第一号中「生じる」を「生ずる」に改め、同条第三項中「のバウンダリ」の下に「を構成する機器」を加える。
第二十一条第二項中「一次冷却材等」を「一次冷却材又は二次冷却材」に改める。
第二十二条第一号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「原子炉容器」の下に「とする。」を加える。
第二十三条第一号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を加える。
第二十四条第一号から第四号までの規定中「であること」を「とすること」に改める。
第二十五条第二項第一号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を加え、「系統」を「系統とする。）」に改め、同項第二号及び第四号中「、ナトリウム冷却型高速炉を除き」を削り、同条第三項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を、「原子炉容器」の下に「とする。」を加える。
第二十七条中「限る。以下同じ」を「限る。以下この条において同じ」に改め、同条第二号中「工場等の外」を「工場等外」に改める。
第二十八条第一号及び第二号中「であること」を「とすること」に改める。
第二十九条の見出し中「敷地周辺」を「工場等周辺」に改める。
第三十二条第三項中「並びに」を「及び」に改め、同条第四項中「原子炉格納容器隔離弁」を「隔離弁」に改め、同条第五項第三号中「原子炉格納容器の外側」を「、原子炉格納容器の外側」に改める。
第三十三条第五項中「設計基準対処施設」を「設計基準対象施設」に改める。
第三十七条の見出しを「（重大事故等の拡大の防止等）」に改め、同条第二項中「工場等の外」を「工場等外」に改める。
第三十九条第一項第四号中「その重大事故等」を「重大事故等」に改める。
第四十二条第二号中「原子炉格納容器破損」を「原子炉格納容器の破損」に改める。
第四十三条第一項第二号中「、確実に」を「確実に」に改め、同条第三項中「可搬型重大事故等対処設備は」を「可搬型重大事故等対処設備に関しては」に改める。
第四十四条中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を加える。
第四十六条中「格納容器破損」を「原子炉格納容器の破損」に改める。
第四十七条中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を加え、「格納容器破損」を「原子炉格納容器の破損」に改める。
第四十八条中「生じる」を「生ずる」に改める。
第四十九条の見出し中「原子炉格納容器」を「原子炉格納容器内」に改め、同条第二項中「原子炉格納容器内圧力」を「原子炉格納容器内の圧力」に改める。
第五十条中「原子炉格納容器内圧力」を「原子炉格納容器内の圧力」に改める。
第五十一条中「及び」を削る。
第五十二条の見出し中「原子炉格納容器の損傷」を「水素爆発による原子炉格納容器の破損」に改め、同条中「損傷を」を「破損を」に改める。
第五十四条第一項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液体」の下に「とする」を加え、「使用済燃料貯蔵槽内」を「使用済燃料貯蔵槽」に改め、「液位」の下に「とする」を加え、同条第二項中「水が」を「水の」に、「損傷」を「著しい損傷」に改める。
第五十五条中「工場等の外」を「工場等外」に改める。
第五十六条の見出し中「原子炉停止系統失敗時」を「緊急停止失敗時」に改め、同条中「原子炉停止系統が機能しない」を「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した」に改める。
第六十二条第一項中「、当該」を「当該」に改める。
第六十三条中「場合において」の下に「当該」を加える。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条」を「第七十八条」に、「第七十八条―第八十一条」を「第七十九条―第八十二条」に改める。
第二条第一項中「昭和三十二年法律第百六十六号。」を削る。
第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十二条第一項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を加える。
第二十五条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第四号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「、貯蔵槽」の下に「とする」を加え、同号イ中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液体」の下に「とする。」を加え、同号ロ中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「及び遮蔽」の下に「とする。」を加える。
第二十八条中「第三十二条第一項第四号」を「第三十二条第一項第三号」に改める。
第二十九条中「第四十七条」を「第四十六条」に改める。
第三十三条第一項第五号中「原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内」を「原子炉圧力容器内」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「第一項第十二号から第十四号まで」を「第一項第十一号から第十三号まで」に、「第一項第十二号及び」を「第一項第十一号及び」に改め、同条第五項中「第一項第一号及び第三号から第十五号まで」を「第一項第一号及び第三号から第十四号まで」に改める。
第三十五条第二項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「独立した系統」の下に「とする。」を加え、同条第四項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を、「原子炉容器内部構造物」の下に「とする。」を加える。